○農林水産省告示第千百九十六号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十三年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年六月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	AGCO 5003G1	211001	AGCO Limited
〃	AGCO 5003G2	211002	〃
〃	SLTV8	211003	インタートラクターサービス株式会社

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

○経済産業省告示第百四十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十三年六月二十二日

経済産業大臣　海江田万里

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5087	ファーマーズジャパン株式会社	北海道浦河郡浦河町荻伏町四百九十二番地の一	平成二十三年三月十日から平成二十四年三月九日まで
5088	中経高速印刷株式会社	愛知県名古屋市西区木前百四十番地	平成二十三年四月二十七日から平成二十四年四月二十六日まで

○国土交通省告示第六百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月二十二日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

早田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県鶴岡市上名川字早田川

三〇五番一　一号及び二号

三〇四番一地先水路敷　三号

三〇四番一

三〇四番一地先道路敷

二八六番

三〇三番一

三〇〇番

三〇二番一

三〇一番

三〇二番二地先河川敷

二六三番

二五六番一

二五二番一

二五三番一

七番

二一番

二二番

二二番地先水路敷

二三番

二四番

二五番

二六番

二七番四

二八番一

三二番一

三三番一

四号から六号まで及び十四号から十六号まで

七号、十二号、十三号及び十七号

八号から十一号まで

十八号

十九号

二十号及び二十二号から二十六号まで

二十一号

二十七号から三十二号まで、三十五号、四十号及び六十八号

三十三号及び三十四号

三十六号

三十七号

三十八号及び三十九号

四十一号から四十三号まで及び四十五号

四十四号及び四十六号

四十七号から五十号まで

五十一号

五十二号

五十三号及び五十四号

五十五号

五十六号

五十七号及び五十八号

五十九号から六十二号まで

六十三号から六十五号まで

六十六号及び六十七号

○防衛省告示第百四十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年六月二十二日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　中野　寛成

日時　平成二十三年七月六日及び同月七日（予備、同月八日）の毎日〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦　自衛艦四隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年六月二十二日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　中野　寛成

日時　平成二十三年七月六日及び同月七日（予備、同月八日から同月十三日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一一秒

(イ)　北緯三二度二〇分一一秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北農政局告示第一号

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第七条第一項の規定に基づき、宮城県知事に代わって特定災害復旧等海岸工事を次のとおり施行するので、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）第十二条第一項の規定により公示する。

平成二十三年六月二十二日

東北農政局長　佐藤　憲雄

（一）　工事の区域

宮城県仙台湾沿岸亘理海岸鳥の海地区海岸、同吉田砂浜地区海岸、同須賀地区海岸

（二）　工事開始の日

平成二十三年六月二十二日